

新居浜市公告第52号

新居浜市立小中学校 I C T 支援員設置業務委託事業者選定に係る公募型  
プロポーザルの実施について

新居浜市立小中学校 I C T 支援員設置業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和2年5月1日

新居浜市副市長 寺 田 政 則

1 目的

新居浜市内の小中学校に整備された I C T 機器、今後整備を行うタブレットをはじめとする I C T 機器の活用促進、教職員の I C T 活用スキルの向上及び I C T を活用した授業を推進するため、I C T 支援員を配置し、効率的かつ効果的に業務を実施するため、同様の業務の実績、専門的知識を有する民間事業者に業務を委託する。なお、業者選定に当たっては、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市立小中学校 I C T 支援員設置業務
- (2) 業務内容 文部科学省が4校に1名の配置を目標としている I C T 支援員を市内小中学校へ配置し、I C T 活用支援業務（従事する I C T 支援員の指導・研修・管理などを含む。）及びその運営の一切の業務を行う。
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務開始日 令和2年9月1日

(5) 提案上限額 年額 30,240,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5年分 151,200,000円)

### 3 事業担当課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会 学校教育課

電話 0897-65-1301

電子メール [gakkou@city.niihama.lg.jp](mailto:gakkou@city.niihama.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/>

### 4 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和元・2年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、以下の要件を全て満たすものであることとする。

(1) 公募型プロポーザル参加表明書提出期限の日現在において、新居浜市入札（見積）参加資格登録業者に登録しており、かつ、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年制定）の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(3) 過去5年間(平成27年度から令和元年度までの間)において、元請として地方公共団体が発注した公立小中学校へのICT支援員設置業務に係る受託実績があること。

## 5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書(様式第1号)に必要な書類を添えて次により申し込まなければならない。

(1) 提出方法 持参(閉庁日を除く9時から17時までに限る。)又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る。)による。

(2) 提出期限 令和2年5月18日(月)17時00分

(3) 提出先 新居浜市教育委員会 学校教育課

## 6 プロポーザル関係書類の配付方法

(1) 配付期間 令和2年5月1日(金)から令和2年5月18日(月)まで

(2) 配付方法 新居浜市のホームページの学校教育課のページからダウンロードし、又は学校教育課にて配付する。

## 7 委託契約候補者の選定

書類審査とプレゼンテーション等による選定とする。提案者が1者のみの場合も、所定の審査を行う。一次審査では提出された提案書類により、新居浜市立小中学校教育ICT環境整備選定委員会(以下「選定委員会」という。)が書類審査を行い、要求する水準以上の上位3者程度を二次審査の対象として選定する。一次審査の結果は令和2年5月22日(金)に送付し、二次審査では、

一次審査を通過した提案者により、別途定める評価基準によりプレゼンテーション（４０分）及びヒアリング（１０分）を行う。選定委員の評価した得点が最も高い提案者を新居浜市小中学校ＩＣＴ支援員設置業務の委託契約候補者に選定する。

## ８ その他

- （１）委託契約候補者の選定後、本市との協議を経て契約を行う。
- （２）委託契約候補者が契約を締結しない場合、又は協議が整わなかった場合はその選定を取り消し、次点となった事業者を委託契約候補者とし、契約内容について協議を行い、契約を締結する。
- （３）本プロポーザルの参加のために要する費用は、全額参加業者の負担とする。
- （４）提出された企画提案書は、返却しない。
- （５）その他詳細については、新居浜市立小中学校ＩＣＴ支援員設置業務委託プロポーザル実施要領及び新居浜市立小中学校ＩＣＴ支援員設置業務仕様書による。